

兵庫県環境マネジメントシステムに係る令和6年度内部監査員監査結果について

1 内部監査の目的

県では、環境率先行動計画の一層の徹底を図るため、行政における管理と運用の実態や「環境率先行動計画」の取組状況に合わせた効率性の高い独自の環境マネジメントシステムを構築・運用し、PDCA サイクルを通して環境負荷の低減に取り組んでいる。

この「環境マネジメントシステム」が適切に運用されているか、また、各所属において効率的・効果的な取組や高いパフォーマンスが確保できているか等について、点検・評価し、取組の改善を図るため、内部監査を実施している。

[内部監査の種類]

- 自己点検：全所属が実施
- 部局点検：庁舎や施設の管理（軽微なもののみ）を行う所属に対し、必要に応じ、環境推進責任者（各部局総務担当課長、総務企画室長等）が実施
- 内部監査員監査：庁舎や施設の管理を行う所属に対し、原則3年ごとに、内部監査員※が実施
（※所属における取組を着実に実施するため、所属長を補佐し、職員を指導する者（本庁の副課長等、地方機関の副所長等））

2 内部監査員監査

令和6年11月～令和7年1月に、88所属に対し内部監査員監査を実施した。監査結果は次のとおり。

(1) 区分ごとの件数 (件)

区分		不適合事項 ^{注1}		改善事項 ^{注2}	
		R6	(参考)R5	R6	(参考)R5
Plan	1-1. 環境側面	2	4	2	2
	1-2. 目的・目標及び実施計画		3	3	1
Do	2-1. 研修の実施	1	5	2	2
	2-2. コミュニケーション			1	3
	2-3. 文書及び記録の管理		3	3	1
	2-4. 運用管理			4	
	2-5. 緊急事態への準備と対応				
Check	3-1. 監視及び測定		3	1	1
	3-2. 順守評価		3	1	1
	3-3. 取組不十分、是正予防処置		3	1	1
	3-4. 内部監査		2		1
その他					
件数合計		3	26	18	13

(2) 不適合事項、改善事項の主なもの

[不適合事項]

- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の未提出
- ・研修の未実施

[改善事項]

- ・様式2-1及び2-2について、所属固有の目標の設定不足
- ・様式1-4 薬品・危険物一覧表への記入漏れ
- ・研修後のフォローの未実施

注1 法律が守られていない、またはシステムに基づいた運用が行われていない等のために、環境に著しい影響を与えるかその可能性がある状況

注2 ・環境マネジメントシステムの運用からは逸脱していないが、将来的には逸脱するおそれがある状況
・よりよい効果を得ることのできる、効果的・効率的な取組を促進するための助言